

「国道2号大樋橋西高架橋工事」
に係る契約者の選定経緯について

令和元年10月

国土交通省 中国地方整備局

目 次

1. 工事概要
2. 経緯
3. 競争参加資格確認及び段階選抜(一次審査)
4. 技術提案審査(二次審査)
5. 個別評価
6. 価格等交渉
7. 契約相手方の決定
8. 総合講評
9. 技術提案・交渉方式に係る審査委員会の経緯

国道2号大樋橋西高架橋工事に係る契約者の選定経緯について

1. 工事概要

(1) 発注者

国土交通省 中国地方整備局

(2) 工事名

国道2号大樋橋西高架橋工事

(3) 工事場所

岡山県岡山市南区古新田から大福地内

(4) 工事内容

本工事は、一般国道2号岡山バイパスのうち、岡山県岡山市南区古新田～大福地内における交差点立体を行う高架橋等を施工する工事である。

【当初(公示時)】

工事延長 L=670m

鋼橋上部 (3径間連続鋼床版箱桁橋 L=147.3m)	1式
橋梁下部	1式
RC逆T式橋台 (A1橋台、A2橋台)	2基
場所打杭工 (A1橋台: ϕ 1.0m、L=22.5m A2橋台: ϕ 1.0m、L=22.5m)	16本
RC剛結橋脚 (P1橋脚、P2橋脚)	2基
場所打杭工 (P1橋脚: ϕ 1.0m、L=22.0m P2橋脚: ϕ 1.0m、L=21.5m)	18本
道路改良	1式
舗装	1式
仮設工	1式

【変更(詳細設計完了時)】

工事延長 L=670m

鋼橋上部 (3径間連続鋼床版箱桁橋 L=149.3m)	1式
橋梁下部	1式
RC逆T式橋台 (A1橋台、A2橋台)	2基
場所打杭工 (A1橋台: ϕ 1.0m、L=24.0m A2橋台: ϕ 1.0m、L=23.5m)	16本
鋼製剛結橋脚 (P1橋脚、P2橋脚)	2基
場所打杭工 (P1橋脚: ϕ 2.5m、L=22.5m P2橋脚: ϕ 2.5m、L=23.0m)	8本
道路改良	1式
舗装	1式
仮設工	1式

(5) 工期

令和元年10月1日から令和4年3月31日まで

2. 経緯

(1) 契約者決定までの流れ

契約者決定までの主な流れは、図-1のとおりである。

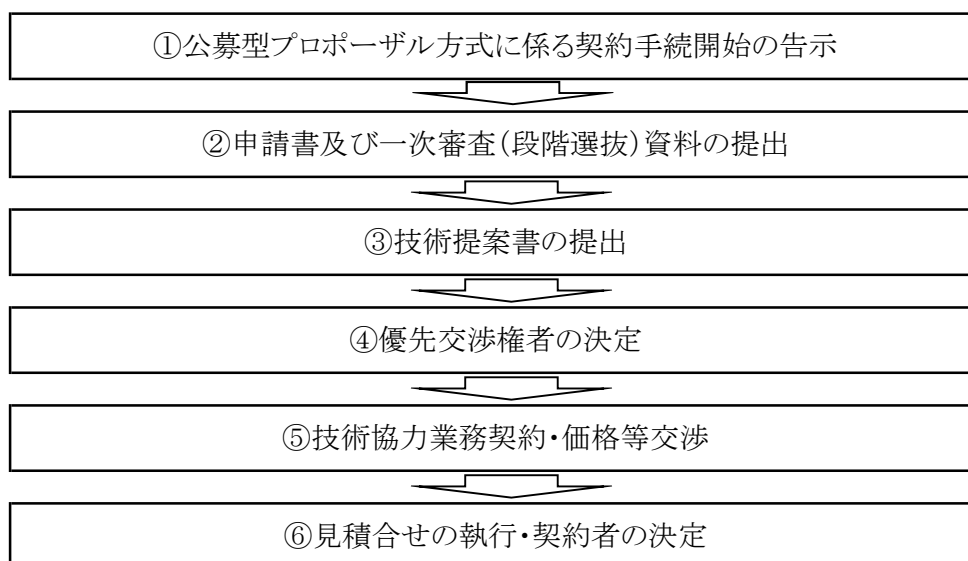


図-1 契約者決定の流れ

(2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は、表-1のとおりである。

表-1 契約者決定までの主な経緯

日付	内容
平成29年8月22日	平成29年度 中国地方整備局総合評価審査委員会 (第1回)
平成29年9月1日	企業向け説明会 (技術提案・交渉方式による工事発注に関する説明会)
平成29年9月4日	入札・契約手続運営委員会 (公示内容確認)
平成29年9月19日	契約手続き開始の公示
平成29年9月20日 ～平成29年10月12日	申請書及び一次審査に関する資料の提出期間
平成29年10月23日	入札・契約手続運営委員会 (技術提案提出要請者決定)
平成29年10月24日	一次審査結果の通知、技術提案書の提出要請
平成29年10月24日 ～平成29年12月4日	技術提案書の提出期間
平成29年12月11日、12日	技術提案提出者に対してのヒアリング
平成29年12月22日	平成29年度 中国地方整備局総合評価審査委員会 (第2回)
平成30年1月9日	入札・契約手続運営委員会 (優先交渉権者決定)
平成30年1月10日	優先交渉権者選定通知、交渉権者選定通知
平成30年2月23日	基本協定締結、技術協力業務委託契約、設計協力協定締結
平成30年10月5日	VE審査委員会
令和1年5月8日 ～令和1年8月27日	価格等交渉 (1回～6回)
令和元年8月28日	令和元年度 中国地方整備局総合評価審査委員会 (第3回)
令和元年9月3日	入札・契約手続運営委員会 (契約相手方特定)
令和元年9月19日	特定通知・非特定通知
令和元年9月20日	現場説明
令和元年9月26日	見積合せ
令和元年9月30日	工事請負契約締結

(3) 工事実施者の選定方式

本工事は、交通量の多い国道2号の大樋橋西交差点を立体化する工事であり、施工ヤードは国道2号をセパレートした中央部で狭小なヤードである。

このような条件下での施工であり、橋梁設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式(技術提案・交渉方式(施術提案・施工(ECI)タイプ)を採用することとした。

本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している橋梁詳細設計に技術提案内容を反映させ、施工時の安全性確保、現場施工期間の短縮、工事額の算定した上で、価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである。

(4) 工事実施者の選定方法

契約相手の選定は、第一次審査として企業及び技術者の審査を行い技術提案の作成をする者を選定した上で、第二次審査として技術提案書の審査を行い、優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者を選定する方法とした。優先交渉権者として選定した者に対しては、技術協力業務の実施段階から価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、見積合せを行い、予定価格以下の場合、工事契約の相手方に決定することとなる。

(5) 工事実施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、中国地方整備局の入札・契約手続運営委員会に諮ったうえで決定した。

また、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、学識経験者で構成する「平成29年度 中国地方整備局総合評価審査委員会(第一部会)」(以下、「総合評価審査委員会」という。)を活用した。総合評価審査委員会は、下記の学識経験者5名で構成し、公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階の3段階において意見聴取を行った。

表-2 平成29年度 中国地方整備局総合評価審査委員会の委員(第1回~2回)

	氏名	所属
委員長	戸田 常一	広島大学大学院 社会科学研究科 特任教授
委員 (五十音順)	大本 和則	大本・三宝・桑原法律事務所 弁護士
	藤井 堅	広島大学大学院 工学研究科 特任教授
	中村 一平	広島工業大学 工学部環境土木工学科 教授

表-2 令和元年度 中国地方整備局総合評価審査委員会の委員(第3回)

	氏名	所属
委員長	藤井 堅	広島大学大学院 工学研究科 特任教授
委員 (五十音順)	石井 義裕	広島工業大学 工学部環境土木工学科 教授
	大本 和則	大本・三宝・桑原法律事務所 弁護士
	河合 研至	広島大学大学院 工学研究科 教授
	塚井 誠人	広島大学大学院 工学研究科 准教授

3. 競争参加資格確認及び一次審査(段階選抜)

(1) 競争参加資格確認及び一次審査(段階選抜)の概要

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。段階選抜は、競争参加資格が確認されたものに対して企業の施工実績、配置予定技術者の能力に対する評価により技術提案を要請する者を選抜するために実施するものである。

(2) 審査結果

平成29年10月12日までに8者の応募があった。8者から提出された競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、いずれの者も競争参加資格を満たしていた。

競争参加資格を有する8者について、一次審査に関する資料について審査した結果、審査評価点の合計が高い上位5者を選定した。応募のあった8者に対し平成29年10月24日付で一次審査結果を通知し、選定した5者に対して技術提案書の提出要請を通知した。

4. 技術提案審査(二次審査)

(1) 技術提案審査(二次審査)の概要

技術提案項目の設定にあたっては、一般交通への影響軽減、安全な施工、CIMの活用の観点から下記の3テーマ5項目の提案を求めるものである。

- 1) 技術協力業務に関する提案
 1. 技術協力業務の実施に関する提案
- 2) 主たる事業課題に対する提案
 2. 現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力
 3. 施工時の安全・安心の確保に有効な対策の提案能力
 4. 施工期間の短縮に有効な工法等の提案能力
- 3) CIMを活用した施工計画に関する提案
 5. CIMを活用した施工計画に関する提案

技術提案は、一次審査を通過した5者全てから提出された。5者に対して技術提案を評価し、技術協力業務及び価格等交渉を行う優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定を行った。

技術提案の評価は、各者50分間のヒアリングを実施し技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することを行った。

なお、公示後、説明書に対する質問期間(平成29年9月20日～平成29年11月21日)、技術提案書の作成に関する質問期間(平成29年10月24日～平成29年11月21日)に、25件の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表-3、審査結果は表-4のとおりである。

表-3 技術提案項目と評価基準及び配点

評価項目		評価基準		配点	
技術提案	技術協力業務に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合。	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)	
		実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分(具体的)な実施体制が確保されている場合	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)	
	主たる事業課題に関する提案	②現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力	的確性	現道交通への影響について、以下である場合に優位に評価する。 ・現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を最小化する有効な提案がされている場合 ・提案の適用上の課題が記載され、具体的な対応策がある場合	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
		③施工時の安全・安心の確保に有効な対策の提案能力	的確性	施工時の安全・安心の確保について、以下である場合に優位に評価する。 ・施工時の安全・安心の確保に有効な提案がある場合 ・桁下への落下物防止対策など有効な提案がある場合 ・交差点部における、歩行者の動線と工事の経路に留意した安全・安心の確保に有効な提案がある場合 ・提案の適用上の課題が記載され、具体的な対応策がある場合	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
	④施工期間の短縮に有効な工法等の提案能力	的確性	施工期間の短縮について、以下である場合に優位に評価する。 ・現地条件等を踏まえ、週休2日制等を確保した上で施工期間の短縮に関する有効な提案がされている場合。なお、現道交通への影響を最小化する提案以外であること。 ・提案の適用上の課題が記載され、具体的な対応策がある場合。	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)	
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)	
	CIMを活用した施工計画に関する提案	⑤CIMを活用した施工計画に関する提案	的確性	CIMを活用した施工計画について、以下である場合に優位に評価する。 ・CIMを活用した施工計画について、理解度が高い場合 ・CIMを活用した施工計画を行う上で、留意点、着眼点等が論理的に整理されている場合	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案内容を裏付ける類似実績が明示されている場合	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
	合 計				100点

表-4 審査結果

評価項目	配点	A社	B社	C社	D社	E社
技術協力業務に関する提案	20点	20点	14点	16点	20点	20点
主たる事業課題に関する提案	60点	42点	34点	40点	50点	48点
CIMを活用した施工に関する提案	20点	14点	12点	12点	14点	14点
合計点	100点	76点	60点	68点	84点	82点
[交渉権優先順位]		[3]	[5]	[4]	[1]	[2]

※凡例

A社：国道2号大樋橋西高架橋工事 JFEエンジニアリング・三幸工務店特定建設工事共同企業体

B社：国道2号大樋橋西高架橋工事 川田・中村特定建設工事共同企業体

C社：国道2号大樋橋西高架橋工事 駒井ハルテック・中央建設特定建設工事共同企業体

D社：国道2号大樋橋西高架橋工事 日本ファブテック・鴻池組特定建設工事共同企業体（優先交渉権者）

E社：国道2号大樋橋西高架橋工事 MMB・戸田特定建設工事共同企業体

審査の結果、D社は全ての技術提案テーマにおいて優れており、合計点で他社より優位であった。よって、公示及び説明書の規定に基づき、D社を優先交渉権者とした。なお、各者の個別技術提案項目評価については、次章に示す。

5. 個別評価

競争参加者の技術提案に関する個別評価を表-5に示す。各評価項目の考え方は以下のとおりである。

(1) 技術協力業務に関する提案

①技術協力業務の実施に関する提案

1)理解度

◎:業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって理解度が高い記載がある。

○:業務目的、現地条件、与条件に対して、整理され、本業務を遂行するにあたって理解度が高い記載がある。

△:業務目的、現地条件、与条件について、一般的な記載がある。

2)実施手順及び実施体制

◎:主要ポイント抽出に対する着眼点が適切で、施工条件を的確に理解した実施手順で、かつ精度向上や情報共有等の工夫がなされ、本業務の内容に対して十分な実施体制が確保されている。

○:主要ポイント抽出に対する着眼点が適切で、実施手順に妥当性があり、本業務の内容に対して十分な実施体制が確保されている。

△:主要ポイント抽出に対する着眼点及び実施手順について一般的な記載があり、本業務の内容に対して必要な実施体制が確保されている。

(2) 主たる事業課題に関する提案

①現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力

1) 的確性

◎:現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を最小化する有効な提案がされ、提案の適用上の課題と具体的な対応策がある。

○:現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を最小化する有効な提案がされ、提案の適用上の課題と対応策がある。

△:現地条件等を踏まえ、現道交通への影響を最小化する提案がされ、提案の適用上の課題と対応策がある。

2) 実現性

◎:提案内容に説得力があり、実施事例など具体的な裏付けがある。

○:提案内容に説得力があり、類似事例など一般的な裏付けがある。

△:提案内容に対し、一般的な裏付けがある。

②施工時の安全・安心の確保に有効な対策の提案能力

1) 的確性

◎: 桁架設時の安全・安心の確保に有効な提案、桁下への落下物防止対策などの有効な提案及び交差点部における歩行者の動線と工事の輻輳に留意した安全・安心の確保に有効な提案があり、提案の適用上の課題と具体的な対応策がある。

○: 桁架設時の安全・安心の確保に有効な提案、桁下への落下物防止対策などの有効な提案及び交差点部における歩行者の動線と工事の輻輳に留意した安全・安心の確保に有効な提案のうち2項目以下の提案であり、提案の適用上の課題と具体的な対応策がある。

△: 桁架設時の安全・安心の確保に有効な提案、桁下への落下物防止対策などの有効な提案及び交差点部における歩行者の動線と工事の輻輳に留意した安全・安心の確保に有効な提案のうち2項目以下の提案であり、提案の適用上の課題と対応策がある。

2) 実現性

◎: 提案内容に説得力があり、実施事例など具体的な裏付けがある。

○: 提案内容に説得力があり、類似事例など一般的な裏付けがある。

△: 提案内容に対し、一般的な裏付けがある。

③施工期間の短縮に有効な工法等の提案能力

1) 的確性

◎: 現地条件等を踏まえ、週休2日制等を確保した上で施工期間の短縮に関する有効な提案があり、提案の適用上の課題と具体的な対応策がある。

なお、現道交通への影響を最小化する提案以外であること。

○: 現地条件等を踏まえ、週休2日制等を確保した上で施工期間の短縮に関する有効な提案があり、提案の適用上の課題と対応策がある。

なお、現道交通への影響を最小化する提案以外であること。

△: 現地条件等を踏まえ、週休2日制等を確保した上で施工期間の短縮に関する提案があり、提案の適用上の課題と対応策がある。

なお、現道交通への影響を最小化する提案以外であること。

2) 実現性

◎: 提案内容に説得力があり、実施事例など具体的な裏付けがある。

○: 提案内容に説得力があり、類似事例など一般的な裏付けがある。

△: 提案内容に対し、一般的な裏付けがある。

(3) CIMを活用した施工に関する提案

①CIMを活用した施工計画に関する提案

1) 的確性

◎: CIMを活用した施工計画について理解度が高く、留意点、着眼点等が論理的に整理されている。

○: CIMを活用した施工計画について理解度が高く、留意点、着眼点等が整理されている。

△: CIMを活用した施工計画について理解し、留意点、着眼点等が整理されている。

2) 実現性

◎: 提案内容に説得力があり、実施事例など具体的な裏付けがある。

○: 提案内容に説得力があり、類似事例など一般的な裏付けがある。

△: 提案内容に対し、一般的な裏付けがある。

表-5 個別評価

評価項目			A社	B社	C社	D社	E社
技術協力業務に関する提案	①技術協力業務の実施に関する提案	理解度	◎	◎	◎	◎	◎
		実施手順及び実施体制	◎	△	○	◎	◎
主たる事業課題に関する提案	②現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力	的確性	○	○	○	◎	◎
		実現性	○	○	○	◎	○
	③施工時の安全・安心の確保に有効な対策の提案能力	的確性	◎	○	◎	◎	◎
		実現性	○	△	○	○	○
	④施工期間の短縮に有効な工法等の提案能力	的確性	○	△	○	○	○
		実現性	○	○	△	△	○
CIMを活用した施工に関する提案	⑤CIMを活用した施工計画に関する提案	的確性	○	○	○	○	○
		実現性	○	○	○	○	○

※凡例

A社 : 国道2号大樋橋西高架橋工事 JFEエンジニアリング・三幸工務店特定建設工事共同企業体

B社 : 国道2号大樋橋西高架橋工事 川田・中村特定建設工事共同企業体

C社 : 国道2号大樋橋西高架橋工事 駒井ハルテック・中央建設特定建設工事共同企業体

D社 : 国道2号大樋橋西高架橋工事 日本ファブテック・鴻池組特定建設工事共同企業体 (優先交渉権者)

E社 : 国道2号大樋橋西高架橋工事 MMB・戸田特定建設工事共同企業体

6. 価格等交渉

(1) 実施方法

契約者決定までの主な流れは、図-1のとおりである。

発注者及び優先交渉権者で技術協力業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を平成30年2月19日に締結した。

価格等の交渉とは、発注者及び優先交渉権者が、技術協力業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。以下に価格交渉等の実施方法について示す。

- ① 優先交渉権者は、発注者が設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、工事費の内訳書及びその見積条件を記載した資料(以下「参考見積書等」)を作成し、発注者に提出する。
- ② 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、発注者の事業規模との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- ③ ②の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて②に基づく交渉を行う。
- ④ ②、③に基づく交渉の結果、発注者の事業規模と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているが、その根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
- ⑤ ②、③に基づく交渉の結果、④の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

(2) 経過

基本協定に基づき、6回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下の通りである。

■ 第1回価格等交渉(令和元年5月8日)

- ・全体工事費について確認し、価格の算定に係る適用基準等を確認。
- ・全体工程について確認し、施工期間の精査を行うことを確認。

■ 第2回価格等交渉(令和元年5月31日)

- ・道路改良部分の工事費、積算条件について確認。

■ 第3回価格等交渉(令和元年6月27日)

- ・橋梁下部、道路改良部分の工事費、積算条件、リスク分担について確認。

■ 第4回価格等交渉(令和元年7月19日)

- ・全体工事費、積算条件について確認。

■ 第5回価格等交渉(令和元年8月6日)

- ・全体工事費、積算条件について確認。
- ・全体工程について確認。

■ 第6回価格等交渉(令和1年8月27日)

- ・全体工事費、積算条件、見積条件について確認。

上記6回の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和元年8月28日、第3回総合評価審査委員会に価格等交渉結果について報告し、価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

令和元年9月3日、入札・手続き運営委員会において価格交渉成立の判断の妥当性が確認されたため令和元年9月19日に施工者を特定した。

(3) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積り額の妥当性の検証については、以下のとおり確認を行った。

- ① 歩掛については、原則、令和元年度土木工事標準積算基準の標準歩掛を使用し、標準歩掛が定められていないものについては、特別調査(工事歩掛調査)を実施し、価格の妥当性を確認した。
- ② 設計単価(労務単価、資材単価、機械経費)については、原則、中国地方整備局で定めた単価、特別調査単価、物価資料に掲載のある単価を使用し、これらに定めのない資材単価については3社見積りを徴収した上で、価格の妥当性を確認した。

また、総価において、当初発注者が公告時に設定した参考額と優先交渉権者の見積り額の乖離について、技術協力を踏まえた詳細設計業務の内容、価格等交渉結果、現場条件を踏まえ妥当であること確認した。

(当初発注者参考額) 10億~20億円程度

(契約予定額) 約31億円

(4) その他

価格等の交渉の過程で決定した施工条件等については、現場説明書追加事項、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(5) 見積合せ

実施時期 令和元年9月26日

7. 契約相手方の決定

(1) 工事名 国道2号大樋橋西高架橋工事

(2) 契約者 国道2号大樋橋西高架橋工事
日本ファブテック・鴻池組特定建設工事共同企業体

(3) 工事場所 岡山県岡山市南区古新田～大福地内

(4) 工事請負契約締結日 令和元年9月30日

(5) 契約金額 予定価格 3,169,804,000円(消費税及び地方消費税含む)
契約金額 3,169,100,000円(消費税及び地方消費税含む)

8. 総合講評

契約の相手方として決定した、【D】国道2号大樋橋西高架橋工事日本ファブテック・鴻池組特定建設工事共同企業体(以下、「日本ファブテック・鴻池組特定JV」という。)は、技術提案項目において優れており、優先交渉権者として決定された。

優先交渉権者に決定された、日本ファブテック・鴻池組特定JVとの価格等の交渉は、令和元年5月8日から令和元年8月27日において、計6回実施し、全体工程、全体工事費、積算条件、見積条件等の確認を経て、価格等の交渉が成立した。

その後、見積合せが行われ、中国地方整備局が設定した予定価格を下回ったため本請負工事契約を締結した。

9. 技術提案・交渉方式に関わる審査委員会の経緯

本工事の手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等で構成する審査委員会を設置し、全3回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【第1回審査委員会 公示前】

1) 開催日:平成29年8月22日(火)

2) 意見聴取事項

- ① 技術提案・交渉方式に適用の可否
- ② 契約手続きの流れ
- ③ 技術提案項目・評価基準について

3) 主な意見

- ① 技術提案内容の求め方、配点の改善に関する事項について

【第2回審査委員会 選定前】

1) 開催日:平成29年12月22日(金)

2) 意見聴取事項

- ① 審査結果について
- ② 価格交渉の手順について

3) 主な意見

- ① 技術審査の妥当性について
- ② 価格交渉の進め方について

【第3回審査委員会 特定前】

1) 開催日:令和元年8月28日(水)

2) 意見聴取事項

- ① 価格等の交渉の合意内容について(合意した見積条件、工事費等の妥当性)
- ② 交渉成立・不成立について(成立又は不成立とすることの妥当性)
- ③ 予定価格について(算定の考え方の妥当性)

3) 主な意見

- ① 優先交渉権者の見積額の確認について